

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和 6 年度第 2 回審議概要

開催日及び場所	令和 7 年 2 月 4 日（火） （本局：神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室）		
委 員	西上 治（神戸大学大学院 准教授） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士） 森川 英典（神戸大学大学院 教授 第二部会長 今回抽出担当者） （五十音順）		
審議対象期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 9 月 30 日		
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告		（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。
審 議 事 項	総件数	（備考）	
① 抽出案件	7 件	[抽出件名]	
<工 事> 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 一般競争入札方式 （WTO 対象外） 一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1 件 1 件 1 件	・大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事 ・舞鶴港和田地区岸壁(-12m)築造工事 ・和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)改良工事(第 3 工区)	
<業 務> 簡易公募型競争入札方式 簡易公募型プロポーザル方式 簡易公募型競争入札方式	1 件 1 件 1 件	・神戸港臨港道路整備効果資料作成業務 ・港湾施設の延命化方策技術検討業務 ・大阪港北港南地区航路(-16m)磁気探査	

<物品役務> 一般競争入札方式	1 件	・ 港湾業務艇「ゆうづる」運航
--------------------	-----	-----------------

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見・質 問	回 答
【審議事項】 1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事」 ・ A 者の技術提案が高く評価されている理由はないか。 ・ 特定 JV の代表者等の同種工事の施工実績における計画土量及び計画水深の値は、本工事の実数の 7 割程度に設定されている。また、特定 JV の代表者以外の構成員に求める計画土量及び計画水深の値は、特定 JV の代表者等に求める当該値の 5 割程度に設定されている。こういった割合に設定している技術的な理由はあるのか。 ・ 本工事内容である土量や水深で施工することは、一般的に難易度が高いものなのか。標準的なものなのか。 ・ 優れた技術提案か否かはどのように評価しているのか。	・ A 者は、効率的な施工方法、安全性の配慮に関する提案及び、騒音対策に関する提案において、当局が求める指定テーマ及びその設定理由に最も合致するものであったため高く評価した。それぞれの指定テーマで 2 つの項目、2 つの技術を提案して頂くが、優れた提案数が多かったことによる。 ・ 競争参加の要件として、当該工事の実数を求めるのは厳しいため、統一的な考えのもとこのような設定を過去から行っている。参加者数も一定数存在するため、問題はないと考えている。 ・ 標準的なものだと認識している。 ・ 指定テーマの設定理由に基づく着目点及び提案の目的が適切であり、効果・有効性及び履行の具体性、確実性に優れた提案か否かで評価している。

・生産性の向上に関する技術提案であれば、工期の短縮や費用の低減といった効果があるかと思うが、実際にはどうか。また、技術提案の事後評価はしているのか。 ・生産年齢人口が減少している中で、これからは効率化や生産性向上に資する技術が実績としてどういった効果を発揮しているのかを事後評価し、次の発注に活かしていくこと、また、業者へフィードバックすることが重要だと考える。 ・武庫川の周辺には住民が多く暮らしているが、工事の騒音によるクレームはなかったのか。 ・騒音対策に関して、受注者以外の参加者の技術を用いた場合の効果はどのように評価しているのか。 ・(標準的な施工で) 騒音の基準値は下回っているのか。基準値よりさらに下回れるかどうかという観点から騒音対策を評価しているのか。 ・住民の方々には丁寧な説明を心がけてほしい。	・工期短縮や費用の低減の定量的な評価は難しく、作業効率や安全性の向上の観点で評価している。また、事後評価としては監督職員による現場の確認や、受注者へのアンケートで効果等を確認している。 ・承知した。 ・過去に近隣住民からのクレームはあった。 ・それぞれの競争参加者の技術提案の評価において、騒音の影響低減の効果の度合いや有効性の観点から評価している。 ・(標準的な施工で) 基準値は下回っている。騒音の度合いを基準値よりさらに下回る工夫を提案頂くこととして騒音対策に関する技術提案を求めている。 ・承知した。
--	---

意 見・質 問	回 答
2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「舞鶴港和田地区岸壁(-12m)築造工事」 ・ 本工事では 2 者の評価値が同点となったため、抽選を行い、受注者を決定しているが、抽選とは具体的にどのような方法で行うのか。 ・ 2 者の評価点が同点となっているが、こういった事例は頻繁にあるのか。 ・ 2 者の入札価格が同額となっているが、こういった事例は頻繁にあるのか。 ・ 本工事では予定価格超過となった者が 2 者存在する一方、先程の審議案件（審議事項 1「大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事」）では、低入札となった者が存在している。なぜこういった相反する事象が生じるのか。 ・ 公告から参加申請書まではどれほどの期間を空けているのか。	・ 国土交通省が作成した電子入札システム上のプログラムにより抽選が行われる。本抽選において、当局や参加者が関与できる余地はない。 ・ 頻繁にはない。 ・ 頻繁にはない。積算の考え方、積算基準、単価について公表しているので、参加者が価格は推測した結果、同額になったと考える。 ・ 本工事では、瀬戸内海から舞鶴まで回航する際のリスクや陸上への揚土作業の難易度等の要因を踏まえて、参加者が価格を少し上積みしたことにより予定価格超過したのではないかと推察する。一方、先程の審議案件（審議事項 1「大阪港北港南地区航路(-16m)等浚渫工事」）では、本工事よりも工事規模が大きく、落札したいという参加者の心理が働いたため、入札価格を下げた結果、低入札となった者が存在したのでないかと推測する。 ・ 国土交通省港湾局が発行している「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」に基づき、標準的な期間をとっている。

意 見・質 問	回 答
3. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「和歌山下津港本港地区防波堤(外)(2)改良工事（第3工区）」 ・技術者を配置できないことを理由に辞退した参加者が3者いるが、こうした理由による辞退は頻繁にあるのか。 ・高炉セメントは温度が上昇しやすいため、使用にあたっては十分留意してほしい。	・頻繁にあるものではない。 ・承知した。

意 見・質 問	回 答
4. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港臨港道路整備効果資料作成業務」 ・業務の主たる部分とはなにか。 ・事後的に主たる部分を再委託したか否かの調査をしているのか。 ・再委託していた場合にペナルティはあるのか。 ・本業務の評価において、表彰や感謝状の有無で大きな点差がついているが、表彰を受けている企業は何社ほどいるのか。 ・B者の工程計画の評価について、どのような要素が検討されて、どのように評価されたのか。	・本業務では交通量推計や整備効果等資料作成等の成果に関しては主たる部分となる。 ・参加者が再委託をする際は、まず発注者に再委託にかかる申請をし、発注者は再委託される部分が主たる部分ではないことを確認するため、基本的に主たる部分は再委託されない。 ・仮に主たる部分を再委託していると、契約不履行になる。 ・表彰は、局長、部長、事務所長表彰にランク分けされ、近畿管内（港湾空港関係）では年間に数件、全国的にすると年間に数十件ある。発注者としては品質確保の観点から優秀な技術者に参加してほしいので、表彰について評価している。 ・B者は実施方法や整備効果に関する提案に加え、道路部局との調整も想定した工程を提案した点で他者より高く評価している。

・技術提案は評価点におけるウェイトが高いため、その評価の仕方については、よく分析しておくべき。	・承知した。
---	--

意 見・質 問	回 答
5. 簡易公募型プロポーザル方式 「港湾施設の延命化方策技術検討業務」 ・本業務には C 者しか参加していないが、この者の評価点数で業務の履行に問題はないのか。 ・参加資格があっても先述の割合が 60%以下の場合失格になるのか。 ・本業務がなぜ 1 者しか参加していないかを分析しているか。 ・技術者が配置できないのは発注時期の問題か。 ・発注するタイミングによっては、業務の品質に直結するため、発注時期を変更した場合についても検討すべきである。 ・評価テーマ 2「港湾施設の延命化ガイドライン（案）を作成する上での留意点」について、どういった観点で設定したのか。	・参加者の評価点数は、実施方針評価と特定テーマ技術提案評価の配点合計の 60%以上の割合を満たす必要があるが、C 者の評価点は配点合計の 65%と基準を満たしており、業務を実施する上で問題はないという判断をしている。 ・そのとおり。当局が求めている提案に対して、一定以上の有効性がある提案ではないという判断になる。 ・ヒアリングの結果では、技術者が他の業務を担当しているため、この業務に参加できないというものであった。 ・発注時期の問題に加え、本業務の実施にあたっては、半年以上ある履行期間において、技術者を確保しなければならないことも要因として挙げられる。 ・承知した。 ・本業務の成果を直轄の職員だけでなく、港湾管理者にも提供するため、だれでも同じような評価ができるようなガイドラインを作成したいという考えのもと、テーマ 2 を設定した。

・見積金額の妥当性はどうか。発注者が当初想定していた金額はどの程度か。 ・本業務の難易度は高いものなのか。	・金額については、予め発注者側から参考金額を提示しており、その範囲の中で受注者は金額を考えるため、当局の想定していた金額内である。 ・本業務は港湾施設の分析を通じて、地震による施設の変異を想定し、凡その目安を設定するものであり、相当労力を要することから、難易度は高いと考えている。
--	---

意 見・質 問	回 答
6. 簡易公募型競争入札方式 「大阪港北港南地区航路(-16m)磁気探査」 ・落札者である D 者の技術提案にかかる業務理解度等の評価点は、他者と比較して低い点数だが、業務の品質に問題はないのか。 ・技術提案書の評価基準のうち、業務理解度の点数について、落札者である D 者の点数が他者より低くなっている。業務理解度が低い者が、機雷等を扱う業務を履行することに不安はないのか。	・D 者についても必要十分な提案をしており、履行に問題はないと考えている。実際、成果品についても問題はなかった。 ・本業務は海上で磁気量を確認するものであり、実際に機雷等を回収する技術力を求めているわけではない。

意 見・質 問	回 答
7. 一般競争入札方式 「港湾業務艇「ゆうづる」運航」 ・当該港湾業務艇の乗組員の労働時間はどの程度を想定しているか。 ・船舶保険料はだれが負担するのか。 ・「運航 1 日当たり」の入札金額で契約締結しているのはなぜか。 ・1 日も運行しなかった場合でも一定金額の支払いを保証すると事業者も安心して入札に参加できると思うが、本業務では最低日数保障のような制度はあるのか。 ・「運航 1 日当たり」の入札金額の中に船舶保険料も含まれているか。 ・本業務は毎年行っているのか。 ・参加者数が 0 になることはあるのか。 ・毎年 1 者しか参加していないのであれば、今後、0 になる危険性があるので留意してほしい。	・当局の職員と同じ労働時間を想定している。 ・船舶保険料は発注者である国が負担する。保険の契約自体は受注者が行う。 ・仕様書では 241 日と設定しているが、実際に運休となる日が明確に設定できないので、1 日あたりの入札金額で契約締結している。 ・最低日数保障はない。 ・含まれている。受注者は 1 年間を通じて保険会社と契約するが、年間の船舶保険料を 365 日で割ることで、1 日あたりの金額を算出し、入札金額に含んでいる。 ・毎年行っている。 ・0 になったことはない。 ・承知した。

意 見・質 問	回 答
【報告事項】 ・指名停止等の運用状況について、「建設業法違反」に該当する者と「過失による粗雑工事」に該当する者が分かれているが、どのような基準で書き分けているのか。 ・不調の案件があるが、なにが問題だったのか。 ・再発注への対応状況について、工事内容の変更で対処したということだが、どのように内容を変更したのか。	・指名停止措置要領において、建設業法違反と粗雑工事は別の項目になっている。各事案において、「建設業法違反」と「過失による粗雑工事」のどちらにも該当した場合、一事不再理の考えのもとで、どちらか一方の項目を適用し、指名停止を行うため、案件によって指名停止の該当項目が異なる場合が生じる。 ・本工事は高所作業を伴うものであり、当該作業が可能な技術者を配置できなかったため、参加を見送ったと聞いている。 ・当初の工事内容は、柴山港で製作しているケーソンの吊筋の保全対策や矢板式護岸の電気防食等を行うものであったが、発注時期の見直しに加え、ケーソンの吊筋の保全対策自体は別件の工事で行うこととした。また、矢板式護岸の電気防食については、別件の内容と組み合わせて今年度に発注した。

意 見・質 問	回 答
8. 全体を通して ・特になし	